発行所
光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話横芝242−243

町の状況
人口 11,207人
世帯 2,400世帯
面積 33.36平方キロ

ひかり

祝祭日には国旗を掲げましょう

納税告知板

10月は

町県民税　第2期
国民健康保険税　第4期

＝10月31日までに＝

澄みわたった秋空のした
第四回町民体育祭開催さる

国民がスポーツに一層関心を示し、それを通して人間関係高揚と体位向上をはかろうと、今年から「スポーツの日」が国の祝日として新たに制定されたが、町民の体育祭は十月八日光中学校々庭で盛大に開催された。

この日は心配された天気もすっかり晴れあがり、昨年から組み入れられた町の旗リレーから行事がはじめられた。

町の旗リレーは昨年とコースをかえ、北は旧新井橋を出発点として、市野原から宝来富下を経て県道を南下、南は尾垂ひかり荘前から出発、尾垂観音で中継、五ノ神。原方から篠原。入を経て役場へとそれぞれリレーされた。朝霧の中を青年クラブ、小中学生の手に掲げられ引き継がれた町旗は、会場と役場前に掲揚された。

入場式は定刻八時三十分、中学生のブラスバンドに合わせた本部役員の行進にはじまり、消防団や小中学生と団体別に入場、最後は九百五十名と最多出場者をほこる婦人会の堂々の行進は他を圧していた。鈴木大会副会長が開会を宣し、町の旗が六十一名の青少年に支えられグランドを一周すれば一斉に拍手がわきあがった。正面ボールに高く国旗とならんで飜ると、次第にムードも高まってきた、会長の町長は

「青空のもとに第四回町民体育祭を開催し、町民の融和と親睦の実をあげ、偉大なる成果をあげる事を念願する、

また、町の旗リレー隊として立派に重責を果した小中学生、青年クラブ員の健斗をたたえ、はつらつとして意気旺盛なる諸君に大いなる希望と期待をもっている」と挨拶した。

競技は青年クラブの百米競走からはじめられた。おかしな姿でボールを接し求めてあるく役場職員の灯台もと暗し応援にも熱の入った婦人会の綱引き、梯子ぐりに笑いをさそった青年の障害物レース、かわいい保育園児のお遊戯や婦人会によるみごとな民謡踊り等々熱の入ったゲームがくりひろげられ、いよいよ大会もクライマックスに達した。

呼びものの仮装行列は回を重ねるたびに趣向がこらされどのチームもさすがに立派だった。参加二十チームの中には最近の世相を反映したテレビの人気番組や、大型機械導入による近代農業の姿を表わしたものなどがひときわ関心をあつめた。人気投票の結果、二又、西高野、五ノ神婦人会が優れていると認められ賞を受けられた。

午後は消防団員による、なれないタバコの火付け競走にはじまった。競技種目はいずれも団体の持ち味を生かした希望種目だけに、アイデアが生きていた。フィルドの中央では鈴木議長の居合抜露が行なわれ、動と静とが見事に組み合わされていた。最後は割れんばかりの声援を受けて、力と技を競いあったメドレーリレーが行なわれた。小学生から婦人会、青年へと地区を代表する選手が走るだけに熱が入る。採点競技の集計をする時、グランドは再び朝の静けさに帰った。

盛会だった大会も万歳三唱の後、国旗町の旗が降納されいっさいの行事を終了、静かに幕をおろしたのは陽も西へまわった三時四十分であった。

体育祭の呼びもの仮装行列

旗リレーは町内を一周

▼議会だより▲

九月定例議会が去る九月二十二日午前九時から役場会議室に招集された。出席議員は二十一名、会期を三日間とし、提出議案は七件で、町長より提案理由の説明が行はれたのち議事に入り、慎重に審議を行った結果何れも原案どおり可決した。

議案の内容は次のとおり

議案第一号
千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について
改正の要点は現在加入している組合の名称の変更と新に加入せんとする組合を加えることである

議案第二号
光町企業誘致条例の制定について
町の産業振興と町勢発展に寄与するための企業の町内えの進出を容易ならしめるための奨励措置として条例を新につくるものである、

議案第三号
光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
現在の保険給付割合は世帯主が七割、世帯員は五割であるが明年一月より全世帯員が七割給付を受けられるよう条例の改正を行うもの

議案第四号
町界変更について
横芝町地域にある光町の耕地の土地改良事業の実施に伴って栗山川下流地域の光町と横芝町の境界を変更するため知事に対し許可申請をする

議案第五号
昭和四十一年度光町一般会計補正予算について
今回の補正は年度の事業計画に基いて国及び県の補助事業費の更正が主で例へば農業構造改善事業費、高度集団化事業費、道路管理費等で、補正額は才入才出とも二五、二九六千円で予算総額は一七七、四五八千円となる

議案第六号
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について
この条例は地方公務員法の改正規定に基いて職員が休日、休暇等のときに給与を受けながら職員団体のため業務を行い又活動することが出来得る場合の特例を定めたもので勿論制限の範囲が規定されている。

議案第七号
昭和四十一年度光町と場特別会計補正予算について
最近屠畜場の利用度が漸増し、一ケ月一万頭を越す現況であり、従って繰越金一七一万円を見越して施設整備の改善と総務管理費に充てる、予算総額は才入才出とも七八、八一五千円となる

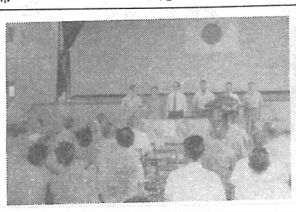

〈東陽工区設立総会〉

ほ場整備事業工区設立へ

六億一千三百万円をかけて実施される東陽白浜地区の区画整理は、先ず東陽工区の設立でその第一歩をふみだしています。

工区の設立総会は九月十一日午前十時から中学校体育館で七九三人の組合員と県や土地改良の関係者が出席し開かれました。

この日審議された事項は、工区の規定、総代の選出など六議案で、いずれも原案どうり満場一致で可決されました。

当日は総代五〇人（うち五人は全区からの学識経験者）と次の役員を選出しました。

工区委員長 椎名彰、副委員長 越川作衛、向後国一、竹内節夫、吉田稔、鵜之沢陽一、孟、椎名英勝、向後弘、会計係 椎名一司、浅野三郎、大木昭、椎名庄一、岩沢弘、監事 越川登、林儀助、竹内栄一、鈴木進之輔、小川徳重、工事委員 越川喜代治、伊橋栄、伊橋照次、椎名政夫、伊藤清志、評価委員 椎名英夫、鈴木憲一郎、越川嘉彰、伊橋健一、伊藤真一、換地委員 林誠也、椎名勝、林信三郎、鈴木明、竹内武夫、鈴木進、大木四郎、平山静雄、伊藤貞雄、椎名幸七の諸氏。

なお同時に分工区が次のように置かれることが決まり、分工区長は工区副委員長が兼ねることになりました。

第一分工区＝橋場、古屋
谷中と南条の一部
第二分工区＝宮内、入、作
問内
第三分工区＝篠原、原方と野栄町堀川
第四分工区＝辻、木戸、長塚、五ノ神
第五分工区＝尾垂五、六区、谷、高野、山柄、関、野栄町栢田

叙勲された戦没者

戦没者の叙勲については、閣議決定されて以来、今日まで数回に亘って叙勲されてきました。今回も別記のとおり叙勲され、去る八月二十五日に三十四名を、九月三十日に十八名の勲章並びに勲記の伝達式が、役場会議室で行なわれました。ここに、夢にまで見た故国の土を再び踏むことなく、悲憤の涙をのんで、祖国防衛の第一線に散華されたであろうみたまらの勲功をたたえ、ありし日の英姿を思い浮かべ、衷心より英霊各位の御冥福を御祈りいたす次第です。

勲七等青色桐葉章
海軍一等兵曹　淮肩
〃　〃　〃　